

# 事務所通信



令和3年6月号

山本修税理士事務所  
株式会社 川島経営研究所

<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 [Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp](mailto:Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp)

## 社会保険手続き等

### (1) 労働保険申告書

令和3年度の労働保険の年度更新期間は

6月1日（火）～7月12日（月）です。

労働保険申告書は、5月末日頃に郵送されてきます。年度更新の申告書は、銀行で納付すると管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への提出も兼ねております。または「電子申請」で申告及び納付も受け付けております。

### (2) 算定基礎届

令和3年度の算定基礎届の提出期限は7月12日（月）です。

6月下旬より順次様式等が郵送されています。

※ 新型コロナウィルス感染症の影響により、上記期限までの提出が難しい場合は、7月12日以降も受付するそうですが、期限内の提出に協力するようしましょう。また、提出に当たっては、郵送又は電子申請をぜひご利用ください。

### (3) 住民税の変更時期

給料から天引をする個人の住民税は、前年の所得を基に計算され、毎年6月から翌年5月まで、12回に分けて給料より徴収されます。

徴収される金額は7月から翌年5月までは同額となります。6月の給料計算と7月分の給料計算の際は、個人住民税の金額が変更になりますので確認をお願いします。

### (4) 源泉所得税の納期特例

源泉所得税の納付の特例を受けている会社の源泉所得税の納期限は、7月12日（月）となります。忘れずに納付をお願いいたします。

納期の特例を受けている会社は、1～6月の源泉税を7月10日までに納付をしますが、納付の特例

の対象となる支払いは、給与や賞与、退職金、税理士や弁護士などへの支払いに限定されます。したがって、講演料や原稿料などの支払いについては、納期の特例の適用は受けられず、翌月10日までに納めなければなりません。

（芝事務所 山本 修）

## 租税公課の科目と税務

租税公課とは、税金や公的な負担金を総称したものです。会計上、租税公課に含めるものを説明したいと思います。法人税や住民税など所得に課される税金は租税公課に含まれません。個人事業主の場合も、個人にかかる税金、例えば所得税や事業用ではない家庭用の自動車税・自動車重量税、個人の固定資産税・相続税・贈与税、並びに交通違反などの罰金などは含めません。

### 1 損金の額に算入されない主な租税公課

会計上の費用および損失でも、法人税法上の損金（法人税を計算する上での費用）にならないものがあります。法人が納付する税金のうち、以下のものは損金の額に算入されません。

#### (1) 法人税、地方法人税、都道府県民税及び市町村民税の本税

所得の中から支払われるべき税であるため。所得に対しての税金は原則として租税公課に含めません。

#### (2) 各種加算税・加算金、延滞税・延滞金、過怠税

国税、地方税に対する附帯税。過少申告加算税・加算金、無申告加算税、不申告加算金、印紙税の過怠税など。（法人税の納期限の延長に係る利子税及び地方税の納期限の延長に係る延滞金は除きます。）これらは法律の規定通りに納税をしていないことに対する行政罰として課税されるので、税額を減少することはできません。

※地方税に対して課されるものは「〇〇金」、例えば「加算金」などと呼びます。

### (3) 罰金、料金及び過料

不法行為に対する罰則として課されるので、損金に算入すると制裁の目的が阻害されてしまうためです。例えば、会社や個人事業主が負担する交通違反の罰金などです。

### (4) 法人税額から控除する源泉所得税、外国法人税

法人税から控除する源泉所得税は租税公課に含めません。また、「外国法人税」とは外国税額控除の対象となる外国税額のこと、外国で課された所得に係る税金で法人税から控除したものです。日本の租税公課に相当するものは損金計上できます。

## 2 損金の額に算入される主な租税公課

### ・法人税の利子税

正当な手続きに基づく申告期限及び納期延長に伴う利子税は、利息の意味合いになるので損金にすることができます。

### ・納期限延長により徴収される地方税の延滞金 地方税についても法人利子税同様です。

### ・事業税

実際に事業税を支払った日において現金主義にて損金算入されます。中間分の事業税については、たとえ未納であっても当期に損金算入できます。還付された事業税は益金参入です。

### ・固定資産税、不動産取得税、自動車税、印紙税、登録免許税 等

※社会保険料の延滞金は損金に算入できます。

## 3 損金の額に算入される租税公課の損金算入の時期

### (1) 申告納税方式の租税

#### ・原則、納税申告書を提出した事業年度

納める税額の計算と申告を納税者が行う方式です。納税者が税額の計算方法や申告期限などを正しく理解する必要があります。

事業税、地方法人特別税、酒税 等

### (2) 賦課課税方式の租税

#### ・原則、賦課決定のあった事業年度

税務署及び都税事務所等の行った納税額の計算により決定した税額が納税者に通知され、それをもとに税金を納付します。

固定資産税、不動産取得税、自動車税、都市計画税 等

### (3) 利子税及び延滞金

#### ・納付した事業年度

国税の利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金  
(新宿事務所 服部さやか)

## ワクチン大規模接種

大手町の自衛隊ワクチン大規模接種を受けに行つてきました。

自分の予定としては、7月中にでも受けられればいいと考えていましたが、5月17日の受付初日の午後11時に家族がパソコンを検索していて、「大規模接種空いているよ」とのこと、自分でも探してみると、5月28日(金)の18:00が177人分可能だったので、予約完了、所要時間5分。

接種日には、予約時間より早く17:45に受付に到着しましたが、待つこともなく手続きに入りました。夕方だったので高齢者の動きににくい時間だったかもしれません。予約時間より早く着いた場合に、待たされるかと思いましたが、全体がスムーズだったのでしょう。検温、書類チェック、接種する腕のメモ書き、接種会場へのエレベーター移動、問診票のチェック、医師の問診、ワクチン接種、2回目の予約、経過観察と流れていきました。色分けされた順路をたどると見込んでいましたが、係員の指示があり安心でした。

2回目の接種予約は、前の人たちの予約打ち合せの声が聞こえ、ほぼ全員が5週間後の7月2日(金)、私も同日18:00にしました。2回目は熱が出るので、週末で好都合です。

経過観察終了時刻は18:16でした。10分ほど座って待ち、終了です。外に出てくるまで所要時間計35分でした。我が家は翌土曜日の14:00に行きましたが、2時間かかったそうです。

東京の大規模接種の会場は、約50年前に公認会計士受験願書を提出するためと合格発表を見るために行った関東財務局の建物でした。勝手を知ったビルですが、今は何も使っていない。会話を交わした係員の人数は、順路案内者を除いて10人ほどでした。皆さん親切で、不愉快なことは何もありません。

(新宿事務所：鈴木隆雄)